

メニュー別排出係数について

1. 基本的考え方

- ガス事業者は、メニュー別排出係数の公表を希望する場合には、メニュー別排出係数を算出し、事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数とは別に、国に提出する。
- メニュー別排出係数の公表を希望するガス事業者は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」のメニュー別排出係数を作成する。その際、実際の販売に供する料金メニュー（以下「販売メニュー」という。）の一部を取り出したり、複数の販売メニューを類型化したりする等の方法により設定する。
- なお、メニュー別排出係数について、事業者ごとの単一のメニューで排出係数を報告することが可能である。その際、係数算出の方法は事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数と同様であり、報告・公表時期については「3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について」に従う。
- 販売メニューを類型化して設定した料金メニュー（以下「係数用メニュー」という。）の設定に当たって販売メニューをどのように類型化するかはガス事業者の任意によるものとする。ただし、ガス事業者は、それぞれの係数用メニューと供給バイオガス量及び供給合成メタン量の関連づけを明確にした上で類型化するものとする。
- ガス事業者は、上記の関連づけに基づいて、当該ガス事業者全体の基礎二酸化炭素排出量と販売ガス量を係数用メニューごとに仕分けした上で、メニュー別基礎二酸化炭素排出量を算定する。メニュー別基礎排出係数については、メニュー別基礎二酸化炭素排出量をメニュー仕分後の販売ガス量で除することにより算出する。また、メニュー別調整後排出係数については、メニュー別基礎二酸化炭素排出量からガス事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量を料金メニューごとに控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量をメニュー仕分後の販売ガス量で除することにより算出する。
- 国は、ガス事業者から提出されたメニュー別排出係数の内容を確認したのち、ガス事業者が希望する場合は、当該ガス事業者又は事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数としてメニュー別排出係数をウェブサイトにて公表する。

2. メニュー別基礎及び調整後二酸化炭素排出量の算定についての具体的な手順

(1) ガス事業者が合成メタン等調達費を負担している場合

- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量については、根拠資料（表1 メニュー別）にて、事業者全体における販売ガス量及び供給合成メタン等量を係数用メニューごとに仕分けし、メニュー仕分後の販売ガス量から、メニュー仕分け後の供給合成メタン等量を控除したものに省令の排出係数を乗じて算定する。メニューごとの供給合成メタン等量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。
- ② メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記2.(1)①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化をした国内及び

海外認証排出削減量を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。

(2) 導管事業者が合成メタン等調達費を負担している場合

- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量については、根拠資料(表1 メニュー別)にて、事業者全体における販売ガス量、供給合成メタン等量、託送負担合成メタン等量及び託送分配合成メタン等相当量を係数用メニューごとに仕分けし、メニュー仕分け後の販売ガス量から、メニュー仕分け後の供給合成メタン等量及び託送分配合成メタン等量を控除し、託送負担合成メタン等相当量を加算したものに省令の排出係数を乗じて算定する。なお、メニューごとの供給合成メタン等量、託送負担合成メタン等量及び託送分配合成メタン等相当量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。
- ② メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記2.(2)①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化をした国内及び海外認証排出削減量を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。

(3) ガス事業者がバイオガス調達費を負担している場合

- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量については、根拠資料(表1 メニュー別)にて、事業者全体における販売ガス量、供給バイオガス量及び供給合成メタン量を係数用メニューごとに仕分けし、メニュー仕分け後の販売ガス量から、メニュー仕分け後の供給バイオガス量及び供給合成メタン量を控除したものに省令の排出係数を乗じて算定する。供給バイオガス量及び供給合成メタン量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。
- ② メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記2.(3)①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化をした国内及び海外認証排出削減量を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分けすることができる。

(4) 導管事業者がバイオガス調達費を負担している場合

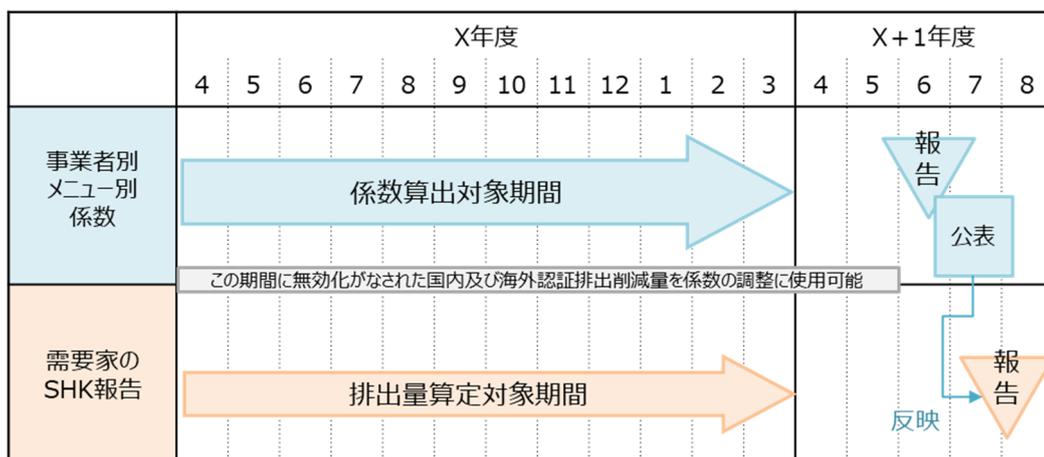
- ① メニュー別基礎二酸化炭素排出量については、根拠資料(表1 メニュー別)にて、事業者全体における販売ガス量、供給バイオガス量、供給合成メタン量、託送負担バイオガス量及び託送分配バイオガス量を係数用メニューごとに仕分けし、メニュー仕分け後の販売ガス量から、メニュー仕分け後の供給バイオガス量、供給合成メタン量及び託送分配バイオガス量を控除し、託送負担バイオガス量を加算したものに省令の排出係数を乗じて算定する。なお、メニューごとの供給バイオガス量、供給合成メタン量、託送負担バイオガス量、託送分配バイオガス量はガス事業者が任意で仕分けすることができる。

- ② メニュー別調整後二酸化炭素排出量を、上記2.(4)①で得られたメニュー別基礎二酸化炭素排出量から、ガス事業者が排出量調整無効化をした国内及び海外認証排出削減量を控除することにより算定する。国内及び海外認証排出削減量は、ガス事業者が任意で仕分することができる。

3. メニュー別排出係数の報告・公表時期について

メニュー別排出係数の公表を希望する者については、料金メニューごとに販売する当該年度の排出係数について、以下の方法により算出等を行う。

- メニュー別排出係数の公表を希望する者（甲）は、排出量算定対象年度（X年度）に甲が需要家（乙）に小売供給した都市ガスについて排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1年6月半ば頃を想定。）までに国に提出する。
- 国は、X+1年6月末頃に乙がX年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として、当該係数を公表する。



メニュー別排出係数の算出・報告・公表のスケジュールについて